

## 前橋市屋外広告物条例改正（案）について

### 1 現状

- ・違反広告主及び無登録業者に対し、業登録取消し等の行政処分ができない。
- ・一方で、登録業者は条例・監督処分基準に基づいて処分されることとなるため、不公平感が存在する。

違反広告主・・・許可を受けずに広告物を掲出している者等

無登録業者・・・屋外広告業の登録を受けずに広告業を営業している者

### 2 氏名公表等

違反広告主及び無登録業者に対しても、前橋市屋外広告物条例第36条の規定による是正勧告に従わない場合に、氏名を含む違反事実を公表できる制度を導入することにより、条例違反に対する是正指導の強化を図ります。

なお、当該公表をしようとするときは、あらかじめ、当該是正勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を付与することとします。

前橋市屋外広告物条例第36条

（勧告）

第36条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反した許可表示者その他の屋外広告物等の表示等を行う者又は管理責任者に対し、期間を定めて当該屋外広告物等の除却その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

### 3 条例の改正

上記氏名公表等を屋外広告物条例に明記するための条例改正を行う。

（12月定例議会上程予定）

### 4 改正条例施行期日

平成29年4月1日（予定）